

中小企業・SDGsビジネス支援事業 2021年度第二回公示分 Q&A

※ 一覧表にあるご質問と回答は、下の検索ページでもご確認いただけます。

<https://minkanrenkei.jica.go.jp/area/table/26043/e0uN60/M?S=oftpb2ldkfpd>

2021年12月16日掲載分

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
1	事業目的	募集要項	第1 事業の目的・概要 1. 事業の目的・概要 (1) 事業の目的	自動車関連の設備メーカーとしてベトナムで現地社員の雇用を開始しているが、補助の対象となるのは現地の方の生活環境改善のための施策のみか。	対象国の生活環境改善の施策だけでなく、開発途上国の開発ニーズに資する本邦民間企業等の有する優れた製品・技術等の海外展開に係るご提案を幅広く募集しております。詳細は募集要項p.1をご参照ください。
2	提案型	募集要項	第1 事業の目的・概要 1. 事業の目的・概要 (3) 提案型 - 遠隔実施型	募集要項p.2に遠隔実施型は「募集時点で JICA 渡航再開国として認定されていない国を調査対象としていることを想定しています」とあるが、JICA渡航再開国についても遠隔実施型として応募することは可能か。 また、応募可能であっても審査上、不利になることはないか。	JICA渡航再開国についても遠隔実施型としてご応募頂くことは可能です。またその際に審査において不利に働くことはありません。なお、JICA渡航再開国は新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により随時見直しを行っており、渡航の際は最新のJICA安全対策措置に沿ったご対応をお願いしています。
3	実施体制	募集要項	第3 事業内容・応募について 3. 実施体制及び業務従事者に係る諸条件 (3) 補強人員	直接雇用契約のない提案法人のグループ会社の社員を業務従事者として登録できるか。その場合、記載方法はどうか。 また体制表に関連会社名等記載し、関連会社との関係を説明する必要があるれば、その内容をどこに項目に記載すべきか。	代表提案法人のグループ会社の社員については、補強人員として登録可能です。詳細は募集要項p.18をご確認ください。 なお、別添様式2「企画書」の3（3）調査実施体制に、該当従事者の役割を明記するとともに、別添2 業務従事者名簿においては「提案法人（補強）乙」として記載ください。
4	外部人材人件費 (案件化調査 (SDGsビジネス 支援型))	募集要項	第3 事業内容・応募について 3. 実施体制及び業務従事者に係る諸条件 (4) 外部人材	募集要項p19に「2020 年度第二回（2020 年 12 月）以降の公示では、新型コロナウイルス感染症流行下における対応のため、案件化調査（SDGs ビジネス支援型）における外部人材人件費の計上を可能とします。」とあるが、これはどのような意味か。	2020 年度第一回以前の公示では、案件化調査（SDGs ビジネス支援型）における外部人材人件費の計上は不可としておりましたが、コロナ下においては遠隔での業務実施等において外部人材を活用する必要性に鑑み、計上可能としています。
5	地域金融機関連 携案件	募集要項	第3 事業内容・応募について 4. 事業期間、事業経費 ※1 地域金融機関連携 案件	共同企業体（2事業者以上）における申請かつ地域金融機関連携案件の場合において、当該金融機関が共同企業体のうち1事業者のみと3年以上の継続した取引がない場合であっても、地域金融機関連携案件として加点対象となるか。	募集要項p21に記載のとおり、地域金融機関連携案件は「外部人材として、提案法人と取引のある地域金融機関に所属する人材が参画する提案」となり、ご提案企業（共同企業体含む）との取引年数は制限を設けておりません。
6	応募動員分野・ 課題	募集要項	第3 事業内容・応募について 5. 応募動員分野・課題	応募動員分野・課題は複数該当してもよいか。	応募動員分野・課題について複数該当しても結構です。ただし、審査において企画内容と応募動員分野・課題の関連性を確認させていただきます。
7	応募書類	募集要項	第3 事業内容・応募について 6. 応募書類	財務諸表、登記事項証明書、納税証明書について、提出書類に過不足があった場合、再提出は可能か。	本登録完了時までに応募書類一式を全てご準備の上、ご応募ください。何らかの特殊な事情があり書類の一部が提出できない場合は、WEB登録画面の該当備考欄にその旨ご記載ください。ただし、記載いただいた理由によっては審査対象外となる場合がありますので、ご了承ください。
8	留意事項	別添資料1 事業対象国 における事業 実施に係る留 意事項	ベトナム	留意事項（別添資料1）にて「事業の開始にあたっては、ベトナムの政令（Decree No.80/2020/ND-CP）に則った承認を得る必要があります」と記載があるが、これは採択後に取得する必要があるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
9	応募書類	別添様式2： 企画書	表紙及び添付書類	現地政府や現地パートナーと締結したMOU等を企画書の枚数制限を超える形で別添として添付可能か。	企画書は指定様式以外の別添を認めません。現地政府や現地パートナーと締結したMOUや相手国政府発行のレター等は、企画書上限枚数以内にて記載をお願いします。また、記載量等については、企画書表紙の【企画書作成に当たっての留意事項】をご確認ください。
10	応募対象国の 国・地域別海外 安全情報による 応募可否	別添様式2： 企画書	企画書要約 1. 提案事業の概要 1. 対象国・地域／危険 度	企画書要約内に「外務省国・地域別海外安全情報にてレベル3、4に該当しないことを確認した。」「チェック項目があるが、インドネシアは「レベル3」であり事業条件を満たさないということで応募対象外となるか。	応募時点で本調査をご検討されている国・地域が、外務省の定める国・地域別海外安全情報（危険情報）にて「レベル3」、「レベル4」に指定されている場合は本支援事業の対象外となります。 ただし、感染症危険情報の「感染症危険レベル」とは位置づけが異なりますので、ご注意ください。「感染症危険レベル」は3以上であっても応募は可能です。 詳細は海外安全ホームページ：危険・スポット・広域情報（mofa.go.jp）をご確認ください。 https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/index.html なお、2021年12月15日時点でインドネシアの「感染症危険情報」は「レベル3」ですが、安全情報（危険情報）は「レベル1」または「レベル2」となっておりますので、応募は可能です。
11	ODA 事業との具 体的な連携可能 性	別添様式2： 企画書	2. (3) ODA 事業との 具体的な連携可能 性	案件化調査（中小企業支援型）において、「ODA 事業との具体的な連携可能性」の連携の方法について参考資料は公表されているか。	過去に実施したODAについては、「ODA見える化サイト」から検索可能です。また、「民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題」も確認の上、分野ごと、国ごとのODA事業との連携可能性につき、ご検討ください。なお、新規のODA事業を想定される際は、開発援助方針に沿った適切な内容・位置づけとなるようご記載ください。以下参考ウェブサイトをご紹介します。 ・ODA見える化サイト： https://www.jica.go.jp/oda/index.html ・民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題： https://www.jica.go.jp/priv_partner/case/reference/subjects/index.html ・国別開発協力方針・事業展開計画： https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html ・国別地域別政策・情報： https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/index.html JICA の各国における取り組み： https://www.jica.go.jp/regions/index.html
12	他法人の実績	別添様式2： 企画書	3. 本 JICA 事業の実施 計画 (4) 過去の応募時から の改善点・変更点	他の提案法人として同一技術で採択された事例があるが、過去の採択実績としてカウント可能か。またその場合、過去の改善点として記載可能か。	募集要項p19に記載のとおり、「同様の内容」の定義は、「同一企業かつ同一商材（製品・技術・サービス）が提案に含まれていること」としてあります。よって他の提案法人として採択された事例については、過去の採択実績としてカウントできず、また改善点としても記載不可となります。

中小企業・SDGsビジネス支援事業 2021年度第二回公示分 Q&A

2021年12月16日掲載分（続き）

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
13	応募書類	別添様式2：企画書	別添1 工程案・要員計画	提案法人の人員費計上は不可と理解しているが、企画書別添1 工程案・要員計画画には費用計上の可否に関わらず、本事業に関わる業務従事者の工数を記載する必要があるか。	本事業全体にかかる工数の妥当性について確認するため、提案法人の工数についても記載いただく必要があります。
14	応募書類	別添様式2：企画書	別添5 経歴書	共同提案を考えており各社の業務内容が分かっている場合、業務主任者1名のみならず、各社の中心となる業務遂行者の経歴書も添付してよいか。	申し訳ございませんが、業務主任者1名の履歴書の添付にとどめていただくをお願いします。
15	応募書類	別添様式2：企画書	-	普及・実証・ビジネス化事業（SDGsビジネス支援型）の企画書の各項目毎に最大ページの記載があるが、これを超過した場合全体として10ページに収めれば問題ないか。	ご理解のとおり、各項目の最大ページについては目安としてご参考いただき、全体として指定のページ数（普及・実証・ビジネス化事業（SDGsビジネス支援型）は10ページ以内）に収めるようお願いします。
16	業務従事者	別添様式3：見積金額内訳書・見積書金額内訳明細書	「業務従事者名簿」シート	契約や経理の役割にあたる従事者を「業務従事者名簿」に記載する必要があるか。また、「業務従事者名簿」に記載した業務従事者は、全員が現地に行く必要があるか。	調査団員（業務従事者）は計画された調査に関わる方のみ記載ください。なお、すべての調査団員が現地へ渡航される必要はございません。各人の専門性に沿って調査を割り当ててください。
17	JICAの他調査、事業への応募状況	WEB応募	-	WEB応募の「JICAの他調査、事業への応募状況」については、採択済みかつ現在実施中の調査に関しては入力不要との理解で合っているか。	ご理解のとおりです。
18	外部人材の登録取消	-	-	事前登録時に顧問を外部人材として入力したが、万一外部人材の定義に該当せず、外部人材として認められない場合はどうすればよいか。	事前登録の際に入力された外部人材は本登録時に取り下げただいて構いません。ただし、本登録時に設定された外部人材についても、契約交渉にて分類・格付の妥当性を確認させていただきますのでご留意ください。 外部人材適格要件については、別添資料3「経理処理ガイドライン」p.12～13を必ずご参照ください。
19	外部人材の追加登録	-	-	現在外部人材としての参画を交渉中のコンサルタントについては、事前登録をしていないが、本登録時に追加で登録することは可能か。	可能です。

2021年12月21日掲載分

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
20	実施体制	募集要項	第3 事業内容・応募について 3. 実施体制及び業務従事者に係る諸条件	以下の3社がいる場合、Cが提案法人として、Aは技術指導を行う外部人材として参加する場合は外部人材と共同企業体のどちらが適切か。 A：調査事業の対象となる製品の研究開発を行った企業 B：Aから委託を受けて製品を製造する企業 C：ASEANにおける代理店契約をA社と締結した企業。現地試用の製品はAとレンタル契約を締結	C社はA社と利益を共有する関係にあるため、外部人材として認められません。共同企業体としてご応募いただくか、補強人員として参画いただくことは可能です。 実施体制及び業務従事者に係る諸条件については募集要項p18を、外部人材適格要件については別添資料3「経理処理ガイドライン」p.12をご確認ください。 なお、本事業は調査であって技術協力ではないため、「技術指導を行う外部人材」は、実証の範囲内での特定少数者に対する機材操作説明等を除いては、想定されません。
21	PCR検査に係る費用や隔離期間の人員費等	募集要項	第4 経費見積・支払 6. PCR検査に係る費用や隔離期間の人員費等	募集要項p29「第4 6.PCR 検査に係る費用や隔離期間の人員費等」の説明として、企画書提出時点でのPCR検査費や隔離期間の人員費等の計上は不要だが、採択時に決められた上限金額内でPCR検査等の費用を精算するという理解でよいか。	ご理解のとおり企画書提出時点での計上は不要です。PCR検査費や隔離期間の人員費等については、必要な金額を契約交渉時に確認し、契約金額を確定します。
22	標準業務経験年数	別添資料3：民間連携事業業務委託契約経理処理（精算）ガイドライン	4. 費目の定義と留意事項 （3）各費目の取扱いと留意事項 1）-1 直接人員費 表2 業務格付・標準業務経験年数・基準月額表（注3）	別添資料3「経理処理ガイドライン」p.14（表2（注3））に記載の直接人員費単価の設定について「・・・6年制大学の卒業生については、・・・経験年数2年として起算します。」とあるが、大学院修士修了（4年+2年）の場合はどのように起算されるのか。	大学院修士修了者や博士号修了者については、大学卒業後最初の4月1日から標準業務経験年数として起算ください。
23	その他原価率・一般管理費等	別添資料3：民間連携事業業務委託契約経理処理（精算）ガイドライン	4. 費目の定義と留意事項 （3）各費目の取扱いと留意事項 1）I.（外部人材に係る）人員費 1）-2 その他原価 1）-3 一般管理費等	別添資料3「経理処理ガイドライン」p.15【JICA 単価の考え方】において「業務委託契約全体で国内業務人月が現地業務人月を上回る場合は、その他原価率と一般管理費等率の設定の前提条件が変わることになる」とあるが、遠隔実施型においてその他原価率と一般管理費等率はどうに設定すればよいか。	募集要項p19に記載のとおり、外部人材の国内業務人月が現地業務人月を超えている提案は原則受け付けられませんが、遠隔実施型では可能となります。よって、その他原価率と一般管理費等率も別添資料3「経理処理ガイドライン」p.16の記載に従い設定ください。
24	計上可能費目	別添資料3：民間連携事業業務委託契約経理処理（精算）ガイドライン	表1 スキーム別 計上可能費目一覧表	案件化調査（中小企業支援型）において、機材の購入費、輸送費は計上できるが、備え付け工事費が計上できないのは完成品の輸送が前提ということか。	別添資料3「経理処理ガイドライン」p.11「表1 スキーム別 計上可能費目一覧表」に記載のとおり、案件化調査（中小企業支援型）においては、現地工事費含む機材製造・購入費は計上不可、輸送費のみ計上可能となります。輸送費に関しては、完成品のみが対象という訳ではありません。輸送費の詳細は、別添資料3「経理処理ガイドライン」p.12を参照ください。
25	外部人材	別添資料3：民間連携事業業務委託契約経理処理（精算）ガイドライン	4. 費目の定義と留意事項 図2 外部人材として認められない例	外部人材として認められない例に資機材製品の購入が挙げられているが、提案法人が外部人材から資機材製品をレンタルする場合は外部人材として認められるという理解で合っているか。	外部人材適格要件として、JICAとの業務委託契約の下、提案法人が調達する物品及び役務の契約相手となること等を通じて提案法人から「外部人材人員費」以外の支払を得ないこととしておりますので、レンタルする場合についても同様に外部人材として認められません。 詳細は別添資料3「経理処理ガイドライン」p.12をご確認ください。
26	見積根拠資料	別添様式3：見積金額内訳書・見積書金額内訳明細書	第3 事業内容・応募について 6. 応募書類 （表 様式3 見積金額内訳書及び見積金額内訳明細書）	・募集要項p.25に「応募時点では見積根拠資料の提出は不要」とあるが、契約交渉の際に提出する見積根拠資料はいつ時点のものであればよいか。 ・見積根拠資料は応募書類提出の時点で取得したものであるべきか。 ・取得すべき見積書または領収書の宛先は提案法人宛である必要があるか。外部人材のコンサルタント企業宛のものは認められるか。	・契約時にご提出頂く見積根拠資料は、契約交渉時点で見積有効期限内のものをご提出ください。 ・応募書類提出時点では見積根拠資料の提出は不要です。 ・なお、見積根拠資料は価格の妥当性を判断するものですので、宛名については制限を設けておりませんが、見積根拠資料の前提となる仕様内容や同資料入手経緯について、提案法人に説明を求められる場合があります。他方で、精算根拠資料となる領収書の宛先については、提案法人宛である必要があります。

中小企業・SDGsビジネス支援事業 2021年度第二回公示分 Q&A

2021年12月21日掲載分（続き）

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
27	計上可能費目	別添様式3： 見積金額内 訳書・見積書 金額内訳明 細書	-	インタビュー対象者に対する謝金（民間、大学等）は計上可能か。	本事業における調査（インタビュー）対象者への謝金の計上はできません。
28	見積金額・見積 根拠資料	別添様式3： 見積金額内 訳書・見積書 金額内訳明細 書	-	見積金額を上限内において多めに提示することは可能か。 また、企画書提出時点では見積根拠資料の取得は不要という理解で合っているか。	見積金額は調査を行うにあたり必要な項目・数量を過不足なく積算いただく必要があり、多めに提示することはできません。また、上限金額を超える事業経費が提案された場合は、審査の対象外となりますのでご注意ください。 なお、募集要項p25に記載のとおり、応募時点（企画書提出時点）では、見積根拠資料の提出は不要ですが、見積金額は当然に何らかの根拠に基づき計上されるものと想定します。
29	海外の現地パート ナー及び外部 人材登録	WEB応募	-	WEB登録画面にて、共同提案者ではないが調査開発依頼先となる現地パートナーに関する情報の入力が必要か。 また、本邦の法人ではない海外の現地パートナー企業の創業者が外部人材となることを想定しているが、登録不要か。	WEB登録において、現地パートナー情報の入力は不要です。 また、機材の調達先の人材は外部人材として認められませんので、ご留意願います。 JICAでは、外部人材適格要件として、JICAとの業務委託契約の下、提案法人が調達する物品及び役務の契約相手となること等を通じて提案法人から「外部人材人件費」以外の支払を得ないこととしております。また、「現地パートナー企業の創業者」が外部人材条件「提案法人と共に提案製品・技術の海外ビジネス展開が促進されるという便益を得ないこと」に抵触する場合は、上と同様に、外部人材として認められません。 詳細は別添資料 3「経理処理ガイドライン」p.12をご確認ください。